

青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

1 経緯

国においては、地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、首都圏への過度な一極集中を是正し、安定して良質な雇用創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進している。

同法では地方自治体が当該企業に対して、不動産取得税や固定資産税などの地方税を減免した場合、その減収分を地方交付税で補填することとされており、本市では、これを踏まえ平成28年に「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」を定め、同法に基づき県が策定した地域再生計画に定める地方活力向上地域において、県知事の認定を受けて本社機能を有する施設(事務所、研究所等)の新設等を行う事業者について、3か年度、固定資産税を不均一課税とする措置を講じている。

2 改正の概要

今般、「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」が令和6年4月19日に一部改正され、減収補填措置の対象施設について、これまでの特定業務施設に加え、当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設が新たに対象施設とされたことから、本市の固定資産税の不均一課税の対象施設についても、「特定業務施設」に「当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設」を追加するため、本条例について所要の改正を行う。

【改正内容】

項目	改正後	改正前
対象施設	○特定業務施設 ※ ¹ ○特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設 ※ ²	○特定業務施設 (追加)

※¹ **特定業務施設** (地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第8条第1項)
事務所、研究所、研修所

※² **特定業務児童福祉施設** (地域再生法施行規則第8条第3項)
特定業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設
具体例: 事業所内保育施設、病児保育施設、保育所、幼保連携型認定こども園

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年4月19日以後に新設され、又は増設される施設について適用する。